大和市告示第４５号

渋谷分室の利用者に係るＩＫＯＺＡ駐車場の利用割引に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成３１年3月２８日

大和市長　大　木　　哲

渋谷分室の利用者に係るＩＫＯＺＡ駐車場の利用割引に関する要綱の一部を改正する要綱

渋谷分室の利用者に係るＩＫＯＺＡ駐車場の利用割引に関する要綱（平成２３年大和市告示第２０９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中央林間及び渋谷分室の利用者に係る駐車場の利用割引に関する要綱

第１条中「渋谷分室」を「中央林間分室及び渋谷分室」に改める。

第２条の表ＩＫＯＺＡ駐車場の項の前に次のように加える。

中央林間東急スクエア立体駐車場	大和市中央林間四丁目１２番１号
中央林間東急スクエア平面駐車場	大和市中央林間四丁目１１番

第４条中「渋谷分室」を「中央林間分室及び渋谷分室」に改める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。